東京富士大学 学則

第 1 章 総則

(目的および使命)

第 1 条 東京富士大学(以下、本学という)は、教育基本法および学校教育法に基づき、広 く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、人道による世界平和の精神を指導理 念として、知的、道徳的および応用的能力を有する人材育成を目的とするとともに、 その成果を広く社会に提供することにより社会の発展に寄与することを使命とす る。

(自己点検・評価)

- 第 2 条 本学は、その教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等 の状況について自ら点検及び評価を行う。
 - 2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第 2 章 組織

(学部、学科、学生定員)

第3条 本学において設置する学部、学科及びその学生定員は次の通りとする。

学 部	学科	入学定員	収容定員
経営学部	経営学科	160人	640人
経営学部	イベントプロデュース学科	60人	240人

(学部、学科の目的)

第 3 条の2 経営学部は、経営学を中心とした専門教育を行うことによって、グローバル・ ビジネス社会に適応できる人間性豊かで実践的な職業人を育成する。

経営学科は、企業経営に関する現実の課題を自ら発見し解決する能力を身につけ、実践の場で活躍できる人材を育成する。

イベントプロデュース学科は企業・組織についての知識をベースに、イベントの理論と実務を理解し、企画や運営に携わることのできる能力を身につけた人材を育成する。

(大学院)

- 第 4 条 本学に、大学院を置く。
 - 2 大学院に関する学則は、別に定める。

(附属図書館)

- 第 5 条 本学に、附属図書館を置く。
 - 2 附属図書館に関する事項は、別に定める。

(事務局)

- 第 6 条 本学に、事務局を置く。
 - 2 事務局に関する事項は、別に定める。

第 3 章 職員組織

(職員)

- 第 7 条 本学に、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務局長、事務職員、 技術職員及びその他必要な職員を置く。
 - 2 本学に、副学長を置くことができる。副学長に関する規程は別に定める。
 - 3 教職員の任免及び任期については、別に定める。

(学長)

- 第8条 学長は、学務を総括し、職員の服務についてこれを統督する。
 - 2 学長は、教授会並びに経営戦略会議の意見を聞き本学の運営にあたり、その責に 任ずる。
 - 3 学長は、本学理事会に対し、年次報告を書面によって提出しなければならない。
 - 4 学長の選考に関する規程は、別に定める。

(学部長)

- 第 9 条 学部長は、学部に関する学務を掌理する。
 - 2 学部長の選考に関する規程は、別に定める。

(事務局長)

第10条 事務局長は、学長を補佐し、本学の事務を総理する。

(名誉教授)

- 第11条 本学に、名誉教授を置くことができる。
 - 2 名誉教授に関する規程は、別に定める。

第 4 章 教授会及び経営戦略会議

(教授会)

- 第12条 本学経営学部に教授会を置く。
 - 2 教授会は、次の者で構成する。
 - (1) 学長

- (2) 教授
- (3) 准教授及び専任講師
- (4) 必要な場合は、その他の職員を加えることができる。
- 3 教授会は定例会、臨時会とに分け、定例会は毎月1回、臨時会は必要に応じて開く。
- 4 教授会は、学長が招集し、議長となる。
- 5 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものと する。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 6 その他必要な事項は、別に定める。

(経営戦略会議)

- 第13条 本学に、大学(大学院などを含む。)の運営に関する企画立案や学内の意見の調整 を行うため、経営戦略会議を置く。
 - 2 経営戦略会議に関する規程は、別に定める。

第 5 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第15条 学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで 秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

- 第16条 休業日は、次の通りとする。
 - (1) 土曜日
 - (2) 日曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律に定める日
 - (4) 学園の創立記念日 5月17日
 - (5) 夏期休業 8月1日から8月31日まで
 - (6) 冬期休業 12月25日から翌年1月7日まで
 - (7) 春期休業 3月28日から3月31日まで
 - 2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設ける ことができる。

第 6 章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第17条 学部の修業年限は、4年とする。

(最長在学年限)

第18条 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、編入学、転入学、及び再入 学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学するこ とができない。

第7章 入学

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、学年の始めとする。

ただし、転入学及び再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

- 第20条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 高等学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の課程を修了した者
 - (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ず る者で文部科学大臣の指定したもの
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学検定に合格した者を含む。)
 - (7) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力 があると認めた者

(入学の出願)

- 第21条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を 添えて願い出なければならない。
 - 2 提出の時期・方法等については、別に定める。

(入学者の選考)

第22条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

- 第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、 身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の授業料等を納付しなけれ ばならない。
 - 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学・転入学・再入学)

- 第24条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、選考のう え、相当年次に入学を許可することができる。
 - (1) 大学を卒業した者又は退学した者
 - (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
 - (3) 専修学校の専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
 - (4) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第92条の3に定める 従前の規程による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了 し、又は卒業した者
 - 2 前項の規程により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については、別に定める。

第8章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

- 第25条 授業科目を分けて、総合教育科目、外国語科目及び専門科目とする。
 - 2 授業科目及び単位数等は別表の通りとする。

(履修)

第26条 本学の学生は、次に掲げる単位数の科目を履修しなければならない。

総合教育科目 24単位以上

外国語科目 6 単位以上(内、基礎科目 2 単位以上、発展科目 2 単位以上) 専門科目 7 0 単位以上(内、入門科目 4 単位、基礎科目 1 0 単位以上 発展科目 2 0 単位以上、演習科目 8 単位以上)

合 計 124単位以上

(履修の届け出)

第27条 本学の学生は、前2条の規定に基づいて履修を希望する科目を選定し、所定の期日 に届け出なければならない。

(年間履修単位の制限)

- 第28条 本学の学生の年間に履修できる単位は、44単位を上限とする。 なお、半期履修上限単位は22単位とする。
 - 2 編入学した学生は、前項の規定にかかわらず上限を越えて履修させることができる。

詳細は別に定める。

(授業の方法と単位計算方法)

- 第29条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの 併用により行うものとする。
 - 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に 利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
 - 3 第一項の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所(外国を含む)で行うことができる。
 - 4 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。
 - (1) 講義・演習については、15時間から30時間の講義・演習をもって1単位とする。
 - (2) 実験・実習及び実技については、30時間の実験・実習又は実技をもって1 単位とする。
 - (3) 卒業論文、自己開発等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を 授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考 慮して、単位数を定めることができることとする。

(単位の授与)

第30条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他大学等における授業科目の履修等)

- 第31条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該 他大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。
 - 2 前項の規程により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の議 に基づき、60単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第32条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その 他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位 を与えることができる。
 - 2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものと みなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第33条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
 - 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、 転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせ て60単位を超えないものとする。

(成績)

第34条 授業科目の試験の成績は、S・A・B・C・Xの5種の評語をもって表わし、C以上を合格とする。

(その他)

第35条 この章に定めるもののほか、履修方法等については、別に定める。

第 9 章 転籍・休学・転学・留学・退学及び除籍

(転籍)

第36条 転籍を希望する者には、選考のうえ、相当年次に転籍を許可することができる。 選考方法等は別に定める。

(休学)

- 第37条 疾病その他特別の理由により2ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可 を得て休学することができる。
 - 2 疾病のため修学することが適当でないと認められるものについては、学長は休学を 命ずることができる。

(休学期間)

- 第38条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
 - 2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
 - 3 休学期間は、第18条の在学期間に算入しない。
 - 4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

- 第39条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければ ならない。
- 第39条の2 学年の途中で修了する見込みの者は、本学学則第56条を準用する。(学年の中途で修了する場合の授業料等)

(留学)

- 第40条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。
 - 2 前項の許可を得て留学した期間は、第43条に定める在学期間に含めることができる。
 - 3 第31条の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(退学)

第41条 退学しようとする者は、所定の手続きを経た上で学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

- 第42条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聞き、学長が除籍する。
 - (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (2) 第18条に定める在学年限を超えた者
 - (3) 第38条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
 - (4) 長期間にわたり行方不明の者

第10章 卒業及び学位

(卒業)

第43条 本学に4年以上在学し、第25条及び第26条に定める授業科目及び単位数を修得 した者については、教授会の意見を聞き、学長が卒業を認定する。

(学位)

第44条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより、学士(経 営学)の学位を授与する。

第11章 賞罰

(表彰)

第45条 学長は、人物及び学業の優秀な学生に対して、教授会の意見を聞き表彰することができる。

2 授賞規程は別に定める。

(懲戒)

- 第46条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学生懲戒委員会の議を経て、学長が懲戒する。学生懲戒委員会については別に定める。
 - 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
 - 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがない者
 - (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第12章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第47条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があると きは、各学科の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として入学 を許可することがある。

(特別聴講学生)

第48条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

(外国人留学生)

- 第49条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する 者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。
 - 2 前項の外国人留学生に対しては、第25条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。
- 第50条 科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第13章 学生授業料等

第51条 入学検定料、入学金及び授業料、施設費、教育充実費(以下、授業料等という)の 金額は次の通りとする。

入学検:	定料	30,	000円	
入 学	金	200,	000円	
授 業	料	700,	000円	(年額)
施設	費	260,	000円	(年額)
教育充	実費	100,	000円	(年額)

(授業料等の納付)

第52条 授業料、施設費は、年額の二分の一ずつを次の2期に分けて納付しなければならない。

区分納期

第 I 期 (4月から9月まで) 3月下旬

第Ⅱ期(10月から翌年3月まで) 9月下旬

(授業料等の免除及び徴収の猶予)

- 第53条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他 やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料等の全部もしくは一部を免除 し、又は徴収を猶予することがある。
 - 2 納付猶予は各期の納付期限から3ヶ月を限度とし、猶予を過ぎて完納しない者は原 則として除籍とする。
 - 3 その他、授業料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は別に定める。

(退学、停学及び除籍の場合の授業料等)

- 第54条 学期の途中で退学し、又は除籍された者についても、当該期分の授業料、施設費及 び教育充実費を徴収する。
 - 2 停学期間中の授業料、施設費及び教育充実費は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第55条 休学を許可された者、又は命ぜられた者については、学籍維持費として休学在籍料 を徴収する。休学在籍料は別途定める。

(学年の中途で卒業する場合の授業料等)

第56条 学年の中途で卒業する見込みの者は、当該期分の授業料及び施設費を納付しなけれ ばならない。

(科目等履修生等の授業料等)

第57条 科目等履修生及び特別聴講学生の検定料及び授業料等については、別に定める。

(納付した授業料等)

第58条 納付した入学検定料、入学金、授業料等は返付しない。

但し、学納金を一括納付した者が、第I期中に退学の申請をした場合に限り、第I期分の授業料と施設費を返付することができるものとする。

第14章 奨学制度

(特待生)

第59条 学長は、学力優秀、品行方正なる学生を選び、教授会の意見を聞き特待生とする。

- 2 特待生である期間は授業料等を減免する。ただし、特待生に不都合の行為があったときには、その特典を停止する。
- 3 特待生の選考その他必要な事項は、別に定める。

(奨学生)

- 第60条 災害、その他家庭の経済状況急変により修学困難な者に対し、奨学生として、給付金を給付することができる。
 - 2 前号の制度に関する詳細は、別に定める。

第15章 公開講座

(公開講座)

- 第61条 本学の教育及び研究の成果を公開して、社会人や学生の生涯学習に資するとともに 地域文化の創造と発展に寄与するために公開講座を開設することができる。
 - 2 公開講座について必要な事項は、別に定める。

第16章 改正、及び細則

(改正)

第62条 本学則の改正は、教授会の意見を聞き理事会が行う。

(細則その他)

第63条 本学則施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 第3条の経営学部ビジネス学科昼間主コースの学生定員は、富士短期大学経済学科の 期間付き定員を引き継ぐため、平成14年から平成18年の期間は次の通りとす る。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	人	人	人	人	人
1 年次	[20]	[10]			
1 +100	120	110	100	100	100
3年次	120	120	20	20	20

総定員	[20]	[30]	[30]	[30]	[10]
心心人只	240	470	470	470	450

- 3 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 4 附則2の経営学部ビジネス学科昼間主コースの平成16年度以降の1年次及び総定員は、次の通りとする。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1 年 / / / /	人	人	人
1年次	200	200	200
3年次	20	20	20
総定員	[30]	[30]	[10]
州心足貝	570	670	750

- 5 この学則は、平成16年4月1日から施行する。なお、平成16年度在学生より 適用する。
- 6 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 7 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 8 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 9 この学則は、平成21年4月1日から施行する。 ただし、第45条については平成21年度入学生から適用する。
- 10 この学則は、平成24年4月1日から施行する。 ただし、経営学科に在籍する学生の内、夜間主コースに入学した学生の、卒業要件 及び授業料等の学生納付金については、入学時の学則に準ずるものとする。
- 11 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 12 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 13 この学則は、平成27年4月1日から施行する。 ただし、第51条については平成27年度入学生から適用する。
- 14 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 15 この学則は、平成29年4月1日から施行する。 ただし、第25条、第26条及び第28条については平成29年度入学生(編入生を除く。)から適用する。
- 16 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 17 この学則は、令和2年5月1日から施行する。